

あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
あま市国民健康保険条例（平成22年あま市条例第117号）の一部を次の  
ように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第6条の規定による出産  
育児一時金の額については、なお従前の例による。